

## 廃棄物の海洋投入処分に関する実施の計画変更の内容

### 1. 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類の変更の内容

変更許可申請にあたり、廃棄物の種類を図1のとおり変更前の許可浚渫範囲にさらに浚渫範囲を追加する。

### 2. 廃棄物の海洋投入処分に関する実施の計画変更の内容

#### (1) 廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間

(変更前) 2023年5月17日～2028年5月16日

(変更後) 変更なし

#### (2) 海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量

(変更前) 502,240 m<sup>3</sup>

(変更後) 変更なし

#### (3) 単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量

	(変更前)	(変更後)
2023年5月17日～2024年5月16日	100,448 m <sup>3</sup>	72,423 m <sup>3</sup> (実績)
2024年5月17日～2025年5月16日	100,448 m <sup>3</sup>	48,958 m <sup>3</sup> (実績)
2025年5月17日～2026年5月16日	100,448 m <sup>3</sup>	変更なし
2026年5月17日～2027年5月16日	100,448 m <sup>3</sup>	変更なし
2027年5月17日～2028年5月16日	100,448 m <sup>3</sup>	変更なし

#### (4) 廃棄物の排出海域

(変更前) 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域のうち、以下の4点に囲まれた範囲内の海域。

① 北緯35° 44' 46"、東経141° 15' 46"

② 北緯35° 43' 05"、東経141° 15' 56"

③ 北緯35° 44' 54"、東経141° 17' 06"

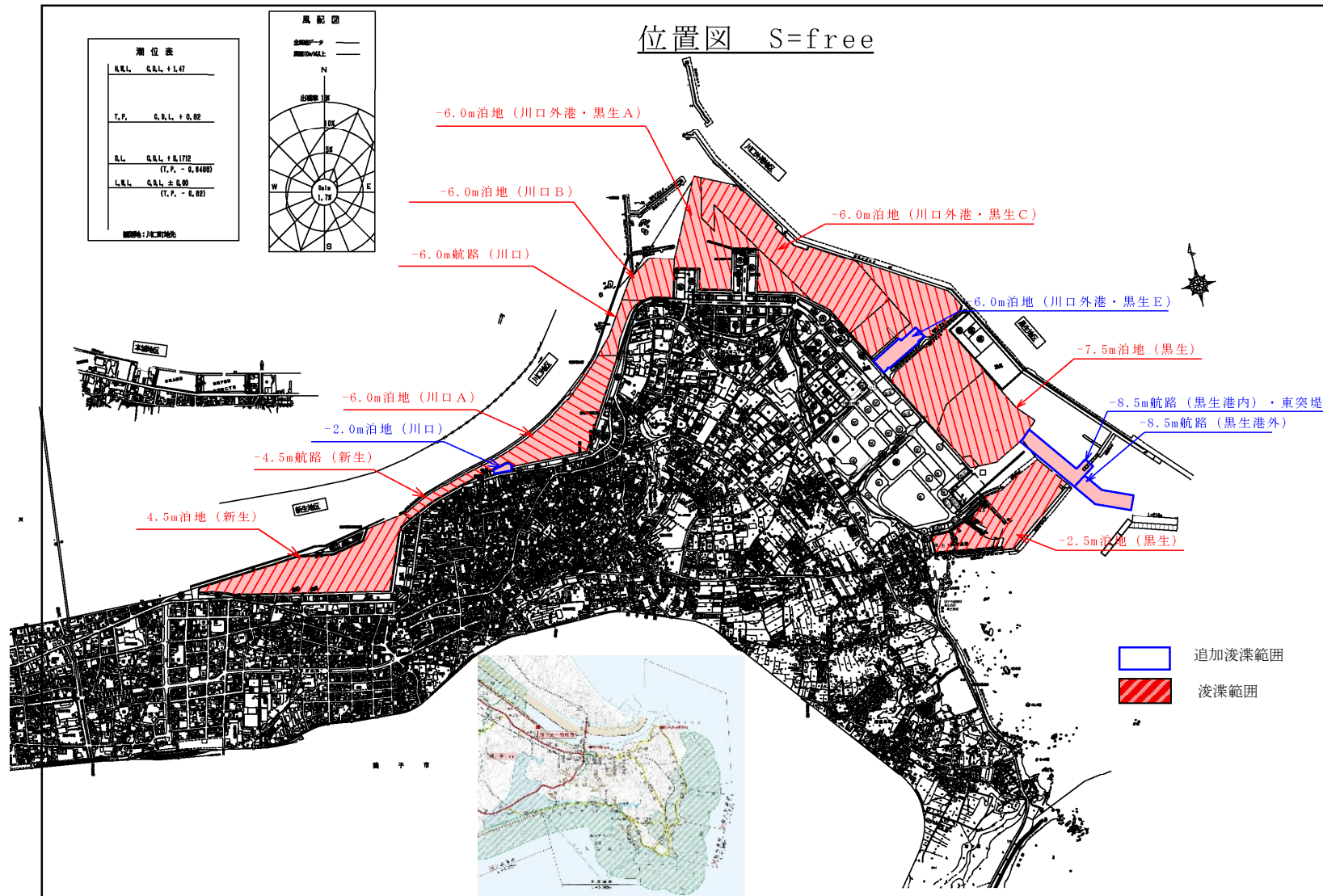
④ 北緯35° 43' 07"、東経141° 17' 15"

(変更後) 変更なし

#### (5) 廃棄物の排出方法

(変更前) 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施する。なお、船舶の航行中には排出しない。

(変更後) 変更なし



追加申請範囲は青色で示した

図1 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫範囲と変更申請による追加浚渫範囲